

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	五島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/special/index109.php

執行機関名 五島市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事務であって、市長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1市長の項 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事務であって、市長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成24年告示第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施</u> について(平成27年5月28日付け雇児発第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の <u>小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱</u> に基づき、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項の規定により医療費支給認定を受けた者</u> (以下「 <u>小児慢性特定疾病児童等</u> 」という。)に対し、 <u>日常生活上の便宜を図るための用具</u> (以下「 <u>日常生活用具</u> 」という。)を給付する <u>小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者		市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う対象者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報